

【連携状況別】家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)の連携施設設定数(平成31年4月1日時点)

事業	連携状況								合計
	①・②・③の全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定なし	
家庭的保育事業	552	119	93	3	44	3	9	84	907
小規模保育事業(A型)	2293	241	483	3	237	9	172	618	4056
小規模保育事業(B型)	344	41	94	5	43	0	64	156	747
小規模保育事業(C型)	41	14	11	0	22	0	2	11	101
保育所型事業所内保育事業	74	4	20	2	7	0	51	47	205
小規模型事業所内保育事業	189	24	63	0	18	0	32	63	389
上記計	3493	443	764	13	371	12	330	979	6405

※保育所型事業所内保育事業については、①及び②の連携施設の設定は義務付けられていない。

(参照)「連携状況」	
①	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
②	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。 (※)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第6条第2項及び3項において、家庭的保育事業等は、市区町村が認める場合、小規模保育事業や事業所内保育事業と代替保育を行うことができることとなっており、本規定に基づき、家庭的保育事業者等が代替保育を行っている場合もここでいう「設定している」に含む。
③	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。